

令和 3 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋市吾平運動場ほか5施設
所在地	鹿屋市吾平町上名6372番地外
指定管理者	名称：株式会社 前原造園土木 代表者：代表取締役 前原 三邦 住所：鹿屋市東原町3431番地49 連絡先：0994-43-5507
モニタリングの実施経過	●書類審査（月例及び年度報告書） ●現地調査 ●ヒアリング調査
担当部課 （問合せ先）	市民生活部 市民スポーツ課 電話0994-31-1139 内線3591

【モニタリングの総合評価】

施設の運営については、条例に則し、適正で公平な利用受付及び許可が行われている。

施設の利用状況については、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言（県独自）の発令に伴う施設の休館（8月26日～9月12日）のほか、まん延防止等重点措置適用中などに、新規予約の停止や供用時間の短縮、児童の利用停止などの措置が取られたことから、利用者数及び利用料金は、感染拡大前の水準まで回復しなかった。

施設の維持管理については、独自の管理マニュアルを策定し、適正な維持管理に努めている。また、新たな試みとして無人芝刈機を設置して運動場の芝管理を行っており一定の効果がみられることから、今後も引き続き経費削減に繋がるような管理運営に努めて欲しい。

また、施設の安全対策については、消防訓練や救急救命訓練の受講、緊急時対応マニュアルの随時更新、個別の事情に則した職員への指導などを行うことにより、利用者が安心して施設を活用できるような環境づくりに努めている。

【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

- ・昼間の利用者獲得策の検討。
- ・利用促進対策の検討。

《施設所管課が実施・検討する事項》

- ・老朽化した施設および設備の計画的な整備又は修繕。

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

①合目的性・公平性・効果性

○全体の利用者数及び利用料金については、前年度と比較して増加したものの、新型コロナウイルス感染拡大以前の水準まで回復していない。引き続き、感染防止対策を徹底の上、利用促進の取組みを行っていく必要がある。

施設	令和3年度		令和2年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
吾平運動場	6,022	353,210	6,889	310,590
吾平多目的グラウンド	15,072	109,775	14,140	89,605
吾平屋内ゲートボール場	1,887	9,700	1,829	12,480
吾平弓道場	18	680	46	2,260
吾平相撲場	0	0	0	0
吾平中央公園	—	—	—	—
合計	22,999	473,365	22,904	414,935

○大会での使用前の芝刈り等、利用者の要望に柔軟に対応するよう努めている。

○指定管理者名や料金等の表示を各施設で行い、利用者の利便性の向上に努めている。

(2)業務内容

①機能性・独創性（事業への具体的な取組み方）

○施設管理については、芝草管理技術者資格を取得したグラウンドキーパーを設定するとともに、施設の不具合が生じた際に迅速に対応を行うなど、良好な施設管理が行われている。また、吾平運動場には無人芝刈機の設置を行い良好な芝の状態が保たれている。

○メリケントキンソウや雑草対策として、薬剤の選定や散布方法等について研究しており、駆除の効果が見られているが、良好な施設環境の維持のために、今後も継続的な取組みが必要である。

②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

○指示・連絡については、業務主任が施設の現状を把握し、必要に応じて指示を行っている。

○日常点検の際の不具合は随時報告を行い、き損箇所は誰が壊したかを報告するよう職員に報告するよう指導している。

○主に雨天時にミーティングを実施し、作業方法や専門的な知識の共有など、社内での情報共有を行っている。

③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

○年間の業務計画を作成し、計画的な作業を行っている。

○会計事務は、会計主任が管理を行い、毎月、税理士により点検が行われており、適正であると判断する。

④安全性（安全管理・緊急時等の対応）

○年1回の消防訓練、救急救命訓練等を受講し、緊急時の対応に備えている。

○緊急時対応マニュアルを随時更新し、個別の事情に則した訓練及び職員への指導により緊急時の対策を行っている。

⑤社会性（環境等への配慮）

- 節電・節水、アイドルングストップなど、環境へ配慮した取組みも推進している。
- 再委託先として、市内業者と優先して契約し、迅速な初動が取れるよう対応を行っている。

(3)事業収支

①経済性

- 利用者促進のための定期的な維持管理作業により多くの経費を要している。
コスト縮減を図りつつ維持管理を行えるよう、創意工夫について検討が必要である。

(4)団体の経営状態

①経営の健全性

- 財務諸表等会計関係書類及び過去の実績から、経営について、問題は無いと判断する。

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	吾平運動場ほか5施設		所管課：市民スポーツ課 都市政策課
所在地	鹿屋市吾平町上名6372番地外		設置年月日：昭和46年
設置目的	市民の体育スポーツ及びレクリエーションの振興に寄与し、市民福祉の向上を図る。		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市運動場条例、鹿屋市武道館条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	35,085.96㎡
		延床面積	1,598.36㎡
	《有料》条例に基づき使用料を徴収		
事業概要	(1) 施設の維持管理業務 (2) 施設等使用許可、利用料金の徴収及び減免		

2 経営分析評価指標

①事業収支	0円	④外部委託費比率	7.2%
②利用料金比率	5.8%	⑤利用者あたり管理運営コスト	355.8円/一人
③人件費比率	47.8%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	308.0円/一人

※ 少数点第2位四捨五入

3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	359日	341日 ※新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を受け、8月26日～9月12日の18日間を臨時休館とした。
開館時間	吾平運動場・屋内ゲートボール場 午前8時30分～午後10時 吾平多目的グラウンド 午前8時30分～午後5時	吾平運動場・屋内ゲートボール場 午前8時30分～午後10時 吾平多目的グラウンド 午後8時30分～午後5時 ※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、8月17日～8月25日までは、午後8時までの開放とした。
事業開催		

4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等 利用回数	運動場	
	多目的グラウンド	
	屋内ゲートボール場	
	弓道場	
	相撲場	
計		1,029

施設利用 人数	運動場		6,022
	多目的グラウンド		15,072
	屋内ゲートボール場		1,887
	弓道場		18
	相撲場		0
	吾平中央公園		0
	計		22,999
合計	利用人数		22,999

5 事業収支

(単位：千円)

項目		実施計画 (事業計画書より)	実施内容 (実績)		
			合計	運動施設	公園部分
貸し 室等 利用 収入	運動場		74	74	
	運動場照明		279	279	
	多目的グラウンド		110	110	
	屋内ゲートボール場		9	9	
	弓道場		1	1	
	相撲場		0	0	
	計	524	473	473	
指定管理料		6,300	7,083	6,207	876
自動販売機		61	38	38	0
その他			0	0	0
借入金			590	543	47
収入計 (A)		6,885	8,184	7,261	923
人件費		3,693	3,914	3,524	390
光熱水費		1,291	1,222	1,152	70
修繕費		704	788	788	0
管理費		550	1,668	1,326	342
委託料		559	592	471	121
その他		88			
支出計 (B)		6,885	8,184	7,261	923
収支 (A) - (B)		0	0	0	0

指定管理者自己評価表

令和 4 年 4 月 26 日

指定管理者 株式会社前原造園土木施設名 吾平運動場他

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・②・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・②・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	3・②・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	③・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	3・②・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	3・②・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか（緊急連絡網や初動対応要領の作成等）	3・②・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	3・②・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・②・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	③・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・②・1
報告事項	12 利用者の満足度調査（聞き取りを含む）等を行っているか	3・②・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	3・②・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・②・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・2・①
総合評価 (所感)	<p>(運動施設) 吾平多目的グラウンドは、問題なく運営できている。 また芝の刈高については、1件の苦情もなかった。</p> <p>(公園施設) 公園での球技はできないこととしているが、野球やサッカーによる施設の破損が多かった。</p>	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価（所感）の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。